

各管区警察局保（公）安部長
警視庁交通部長殿
各道府県警察（方面）本部長

警察庁丁交指発第12号
平成10年1月14日
警察庁交通局交通指導課長

暴走族への加入阻止対策等の推進について

暴走族に対しては、共同危険行為等禁止違反の取締りをはじめとする各種の対策を推進することにより、毎年、相当数のグループを解散に追い込んでいるものの、他方、中学校卒業者を中心として次々と人的供給がなされほぼ同数のグループが新たに結成されているため、その勢力に大きな変化は見られない。そこで、今後は、現在活動中の暴走族グループを解体するための取締り活動等に加え、下記の事項を実施するなどして、新たなグループの結成や暴走族への加入を阻止するための諸対策を強力に推進されたい。

記

1 中学校に対する働きかけ

暴走族グループは同一中学校の卒業者を中心に構成されている場合が多く、新規に加入する者の大半は、暴走族の反社会性、凶悪性や暴力団との強い結びつきなどその実態を知らされないまま、中学校当時の先輩や同級生の勧誘により加入しているものと考えられる。そこで、中学校在学時から暴走族の真の実態を理解させ暴走族を拒否する意志を強固に形成させるために、次のような対策を実施すること。

(1) 暴走族加入阻止教室の開催等

在校生又は卒業生が多数暴走族に加入している中学校を中心に、「暴走族加入阻止教室」を積極的に開催するとともに、暴走族に関する意識調査、暴走族追放標語や論文の募集等を実施する。

(2) 勧誘対象となりやすい中学生の早期把握と継続的な指導・補導

既加入の中学生に対し暴走族からの離脱について指導を徹底するほか、暴走族構成員と親交のあるなどの理由から、在学中又は卒業後に暴走族に誘われる可能性が高いと認められる中学生を早期に把握し、暴走族への加入阻止について、個別・継続的な指導・補導を実施する。

(3) 中学校教師、保護者等との連携強化

学校警察連絡協議会やP T A役員会、保護者会等の場を積極的に活用するなどして、教師や保護者に対し、暴走族への加入が若者にありがちな単なる一過性の非行を意味するものではなく、暴力団予備軍ともいべき犯罪集団への取り返しのつかない深刻な入り口であることを理解させるとともに、積極的な情報交換を図る。

2 地域に対する働きかけ

暴走族を追放するためには、上記の中学校への働きかけとあわせて、地域社会の持つ非行防止機能を生かした地域住民主体の各種活動を促すことにより、暴走族による非行が行われにくい、暴走族が住みにくい地域環境の整備を進める必要がある。そこで、次のような対策を実施すること。

(1) 中学校学区単位の暴走族追放組織の結成

暴走族構成員の居住が多い中学校の学区を単位として、学校関係者、自治会役員、職域代表者、少年警察協助力員等広く地域住民の参加を求めた「地域暴走族追放協議会」等の組織を結成する。

(2) 暴走族追放組織役員等によるパトロール活動の実施

暴走族追放組織役員等により暴走族活動拠点等のパトロール活動を実施するとともに、活動拠点やたまり場となっている施設等の管理者に対し、夜間の施設封鎖その他暴走族排除のために必要な措置の実施について協力を求める。

(3) 暴走族情報の通報依頼

地域住民を暴走族モニターに委嘱するなどして、暴走族の動向等に関する情報の収集と警察への積極的な通報依頼を行う。

(4) 暴走族構成員に対する継続的な指導活動

少年警察協助力員その他のボランティアとの協力の下、地域内に居住する暴走族の構成員や元構成員に対し、暴走族からの離脱や再非行の防止に必要な指導を継続する。

(5) 暴走族排除気運の高揚活動

暴走族追放住民大会の開催等を通じ、暴走族の反社会性、凶悪性等の実態について啓発に努め、地域における暴走族排除気運の高揚を図る。

3 対策推進上の留意事項

(1) 少年警察部門との連携、プライバシーの保護

上記の対策を実施する場合には、少年警察部門が行う「薬物乱用阻止教室」や「非行防止教室」等との効果的な連携を図るとともに（平成9年12月4日警察庁丁少発第88号警察庁生活安全局少年課長通達「少年の健全な育成に向けた学校及び教育委員会との連携の強化について」参照）、働きかけの対象となる中学生が不利益を被ることのないよう、そのプライバシーの保護には十分配慮すること。

(2) 地域活動に対する支援

暴走族追放組織役員、暴走族モニター等に対しては、警察署長から委嘱状を交付するなどしてその責任を自覚させる方策を講じるとともに、活動に要する経費については公費での予算化措置を積極的に図ること。

(3) 警察庁に対する報告

暴走族への加入阻止対策等で効果の上がったものについては、警察庁交通局交通指導課暴走族対策係あて随時報告すること。